

令和3年度 修繕工事等認定業者 全体公募 募集要領

募集要領の公告及び 申込書の交付期間	令和3年6月30日（水）～令和3年9月17日（金） 募集要領等は公社ホームページからダウンロードして下さい。 ※窓口での配布は行っておりません。
申込受付期間	令和3年9月10日（金）～令和3年9月17日（金）
申込方法	郵送での申し込み（令和3年9月17日当日消印有効）
郵送先	〒541-0042 大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル6F 大阪府住宅供給公社「令和3年度修繕工事等認定業者 公募担当」
お問い合わせ先	大阪府住宅供給公社 整備推進部 計画課 企画調整グループ 電話 06（6203）5457（直通）
お問い合わせ時間	9時00分～17時45分（土・日・祝日は除く）

令和3年6月

大阪府住宅供給公社

令和3年度 修繕工事等認定業者募集について

大阪府住宅供給公社が管理する公社賃貸住宅及び府営住宅において、日常発生する一般修繕及び居住者の退去後住戸内を補修する空家修繕工事を行い、安価で均質な施工や災害時等の迅速な対応を図ることができる業者（以下「認定業者」という。）を募集します。

今回募集は、令和4年度から修繕を担当する認定業者で、公社が管理する全ての住宅を対象とする「全体公募」となります。

認定業者は、住戸内や施設に入り、居住者の方と直接対応しながら、適切かつ経済性も考慮しながら限られた時間・期間内に工事を行う必要があります。また、休日や夜間の緊急的な修繕及び地震、台風、火災等突発的に発生する災害に対応するため契約期間中365日24時間、迅速な緊急対応を行う体制を構築して頂くこととなります。認定業者が行った施工内容が、直接居住者の方の生活に影響しますので、十分な経験と技術力を有し、賃貸住宅の管理に関する規定に基づく個人負担などについて居住者に対し適切かつ親切で丁寧な対応をとることが求められます。加えて、空家修繕工事については、限られた時間・工期内に正確に工事を完了させるとともに、室内の不具合等が無く快適に生活できるように仕上げることが重要になります。

公社では、こうした経験や実績があり、迅速かつ的確に工事を行うことができる即戦力となる業者を募集し、居住者サービスの向上を目指すこととしており、募集要領の定めに基づき、申込者の資格要件を審査し、実績や施工体制及び価格等を総合評価して認定業者の選定手続きを行います。

公社との認定業者契約をご希望される方は、この募集要領をよくお読みいただき、内容をよくご理解・ご承諾のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 全体公募の概要

(1) 募集業種について

下記、全9業種を対象とします。

①建築一式	②電気設備	③給排水設備
④鋼製建具	⑤防 水	⑥造 園
⑦畳・襖	⑧テレビ共同視聴設備	⑨ガス設備

(2) エリア区分とブロック設定について

今回募集から新たに、複数の住宅から構成されるブロック（以下「ブロック」という。）毎の業者認定となります。

大阪府内を3エリアに区分し、各エリア内で公社・府営別に下表によりブロック設定をしており、下表の全38ブロックで上記9業種にて認定業者の募集を行います。

《エリア区分とブロック設定》

エリア区分	公社住宅 ブロック数	府営住宅 ブロック数	計
北エリア (淀川以北、大阪市内除く)	6ブロック	9ブロック (府営地区：北摂①)	15ブロック
中エリア (大阪市内、東部大阪)	7ブロック	/	7ブロック
南エリア (大和川以南)	9ブロック	7ブロック (府営地区：泉北NT)	16ブロック
計	22ブロック	16ブロック	38ブロック
ブロック設定の 基本的な考え方	【公社住宅】1ブロックあたり1,000戸を目安に、概ね500～1,500戸規模とする。 【府営住宅】1ブロックあたり2,000戸を目安に、概ね500～3,000戸規模とする。		

なお、ブロック設定の詳細は、別紙7「ブロック別対象団地一覧表」をご参照ください。

(3) 今回募集にあたっては、業種毎の応募可能なブロック数の上限を下表により定めています。

参加を希望する業者は、公社・府営それぞれ定める上限ブロック数以内で希望するブロック毎に申込みすることができます。なお、ブロック数の上限を超える申込みは失格とします。

《業種毎の応募可能なブロック数の上限》

業 種	上限 (全体)	上限内訳		業 種	上限 (全体)	上限内訳	
		公社	府営			公社	府営
建築一式	4B	2B	2B	造 園	14B	7B	7B
電気設備	8B	4B	4B	畳・襖	4B	—	4B
給排水設備	8B	4B	4B	テレビ共同視聴設備	31B	22B	9B
鋼製建具	12B	6B	6B	ガス設備	38B	22B	16B
防 水	16B	8B	8B	Bはブロックを表す。			

(4) 1業者につき1業種の申込みとします。単体企業又は経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）に限ります。なお経常JVの取扱いに関しては、別紙3「当該公募におけるJVの取扱いについて」をご確認ください。

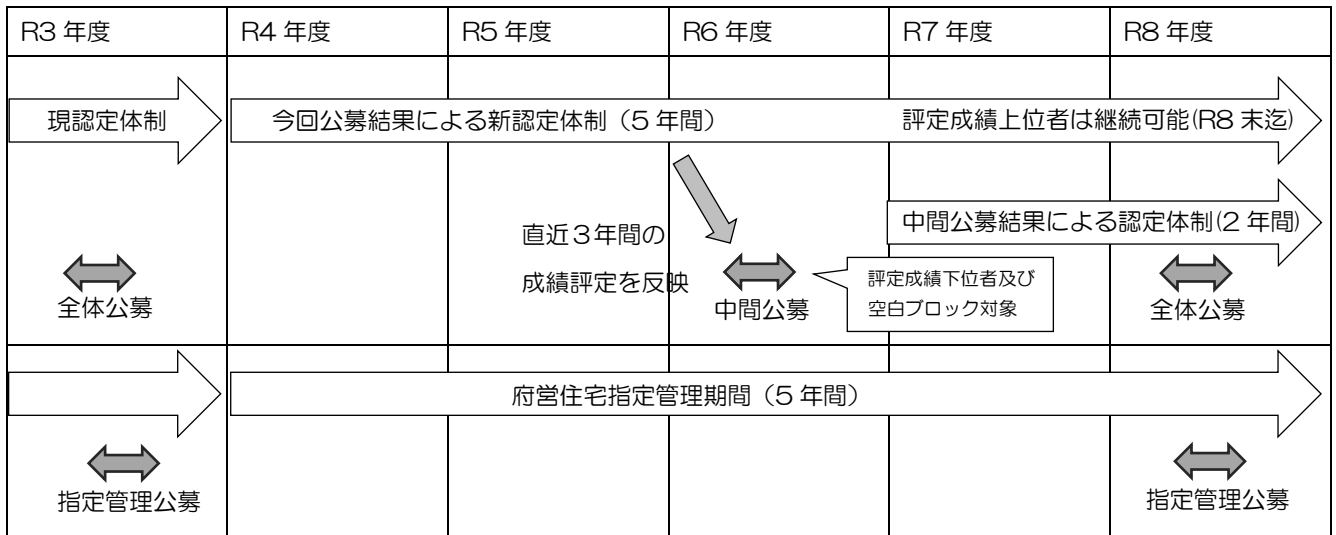
(5) 申込時に予め、応募可能上限枠内で希望上限受託枠のブロック数（公社・府営別）を申告することにより、選定されるブロック数を申告希望上限受託枠内に抑えることができます。

- (6) 申込みするブロックにより、総合評価における施工能力点が変動します。詳細は、別紙1「総合評価方式による総合評価値の算定方法」をご確認ください。
- (7) 府営住宅については、令和4年度から5年間を管理期間とする指定管理事業の公募が令和3年度内に予定されており、現在当公社が管理する府営2地区（北摂①、泉北NT）が公募対象となっています。今回の修繕工事等認定業者公募の結果通知時点では当公社が受託できるかどうかはわからないため、指定管理事業の公募結果により当公社が当該府営地区を受託できないと判明した場合には、受託できなかった府営地区についての公募選定結果は無効とさせていただきます。申込みにあたっては十分ご理解・ご了承の上お申し込みください。

2. 契約期間について

- (1) 認定業者の有効期間は、認定された日の属する年度の末日までとし、次回公募する日が属する年度の末日まで更新を妨げないものとします。
- (2) 修繕実績について毎年度行う成績評定で直近3年間の平均値が業種別相対評価で下位2割かつ直近年度の評定区分がC以下の業者が担当するブロック及び業種は、今回公募から3年後に実施する「中間公募」の対象となります。（契約期間は令和4年度から令和6年度末迄。）
- (3) 認定業者が契約期間内に認定を辞退するなどして認定業者が欠員となったブロック（以下「空白ブロック」という。）について、空白ブロックの認定措置を行った当該ブロック及び業種は、「中間公募」の対象となります。（契約期間：認定措置から令和6年度末迄。）
- (4) 上記(2)及び(3)に該当しない業者が担当するブロック及び業種は、今回公募から5年後に実施する「全体公募」を行う年度末まで更新できます。（契約期間は令和4年度から令和8年度末迄。）

《公募と契約期間の考え方》



3. 工事内容

当公社が管理する公社賃貸住宅及び公益的施設並びに、府営住宅に係る修繕工事及び保守等（調査・点検を含む。）の業務（以下「修繕工事等」という。）は、以下の範囲が対象となります。

- ① 一件の金額が100万円を超えない修繕工事等
- ② 緊急に実施を必要とする修繕工事等
- ③ その他発注者が必要と認める工事

例）・空家修繕とともにを行う間取り変更及び設備水準を向上させるための工事

- ・火災又は事故により大きな損傷を受けた住戸への早期入居を図るため行う空家修繕工事
 - ・植栽の安全管理の為行う法面を含む広域な樹木剪定及び大木の伐採・処分が必要となる工事
- なお、③の各例示工事については、一件の金額が250万円を超えない修繕工事が対象です。

4. 申込資格要件

応募者は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること

- (1) 申込み業種に該当する「令和3・4・5年度大阪府住宅供給公社建設工事等入札等参加資格審査（以下、公社入札等参加資格登録）」の申請を行い登録されている方。
 - ※ 申込み業種に該当する公社入札参加資格登録の業種及びその他必要な条件については、別紙2「申込み業種に必要な公社入札参加資格等について」をご確認ください。
- (2) 公社入札等参加資格登録をしている本支店等が大阪府内に所在していること。
- (3) 申込みを行う本支店等において、官公庁又は地方住宅供給公社・都市再生機構若しくは民間の集合住宅における申込み業種に該当する小規模修繕工事の実績が過去5年間で10件以上あること。
 - ※ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の集合住宅が対象となり、木造建物、戸建住宅、店舗、事務所、学校等の施設については工事実績に該当しません。
 - ※ 官公庁等実績には、公営住宅の指定管理者が発注する緊急修繕工事等の完了実績を含みます。
 - ※ 下請けによる実績の場合は、元請負契約及び元請業者との下請負契約の両方が証明できること。
- (4) 申込みを行う本支店等において、次のとおり施工体制が整っていること。
 - ① 当会社の修繕工事等に係わる工事責任者として、申込者又は申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を1名配置できる。
 - ② 当会社の修繕工事等の計画的かつ迅速な対応が可能な常雇技能工が1名以上いること。
(注：工事責任者との兼務は不可とします。)
 - ③ 台風、火災、地震等災害時及び緊急時に常時迅速に対応するため、昼夜を問わず連絡体制を確保できること。なお、公社の業務時間外の緊急連絡受付は現在、(株)三菱電機ビルテクノサービスが行っており、業務時間外は(株)三菱電機ビルテクノサービスの緊急連絡センターからの連絡、指示により対応すること。また、緊急時の迅速対応とは、緊急連絡を受けてから概ね1時間以内に現地到着の上、対応を開始することです。
 - ④ 認定業者として指示された期間内に業務を完了する等、契約期間中は責任を持って契約内容を履行できること。
 - ⑤ 災害時又は緊急時は、担当するブロックを越えて他の認定業者との協力体制がとれること。
 - ⑥ 産業廃棄物の処理（一時保管を含む）を適正に行うことができること。
 - ⑦ 建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度等に参加していること。
 - ⑧ 労災保険（労働基準監督署所管）に参加すること。
- (5) 「個人情報保護に関する法律」を遵守し、個人情報保護の措置を講じることができること。
- (6) 法令等により許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可を有していること。

5. 申込みができない方

- (1) 「4. 申込資格要件」を満たしていない方又は次の各項目のいずれかに該当する方は、認定業者への申込みができません。また、これらの事実が明らかになったときは、その時点で申込みの取消し

又は認定を取消します。

- ① 申込み時において、大阪府住宅供給公社又は大阪府の指名停止・入札参加除外措置の期間中である者。
 - ② 大阪府住宅供給公社暴力団排除措置要綱における入札等排除措置を受けている者。
- (2) 法人の代表者又は役員が、同一業種の他の法人の代表者又は役員を兼ねているときは、その中の一法人しか申込みできません。申込み後において、これに反する事実が明らかになったときは、その時点で申込みの取消し又は認定を取消します。

6. モデル工事による入札

- (1) 申込みにあたっては、当公社が設定する業種別のモデル工事設計書（関係資料5）により入札書を提出していただきます。なお入札にあたっては、予定価格と最低制限価格を設定しますが、予定価格を上回った額又は最低制限価格を下回った額で入札されると失格になります。
- (2) 当該モデル工事の入札率は、今回公募選定における総合評価値の算定要素になっています。総合評価方式については、別紙1「総合評価方式による総合評価値の算定方法」をご覧ください。
- (3) 入札書に基づく落札率の取り扱いは、今回公募における認定業者の有効期間中において、当公社が発注する修繕工事における全ての小口修繕単価について、当該落札率を適用します。なお、府営住宅空家修繕戸当り価格は、公社の提示額とし落札率の適用はありません。詳しくは、「12.修繕工事費について」をご覧ください。

7. 募集要領等に関する質疑

- (1) 質疑受付先
大阪府住宅供給公社 整備推進部 計画課 企画調整グループ
メールアドレス ninntei-koubo@osaka-kousha.or.jp
- (2) 質疑書
質疑がある場合は、別紙5「質疑書」により上記メールアドレス宛へメールにて提出して下さい。質疑はできる限り簡潔にまとめ、社名及び記入者を必ず明記して下さい。なお、質疑がない場合は提出の必要はありません。
- (3) 質疑書受付日時
令和3年8月30日（月）午前9時00分から令和3年9月3日（金）午後5時00分まで
- (4) 質疑の回答
令和3年9月10日（金）午前9時00分 公社ホームページに掲載します。

8. 申込方法

申込みをされる方は、下記の要領で全体公募申込書等提出書類及び添付書類を提出してください。また、全体公募申込書等提出書類は控えを取り、選定結果が通知されるまで保管してください。なお、申込書類の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とします。

- (1) 申込要件
 - ② 1業者につき1業種のみ申込みできます。
 - ③ 申込者は単体企業又は経常JVに限ります。
- (2) 令和3年度 修繕工事等認定業者全体公募申込書（様式第1号）

令和3年度 修繕工事等認定業者全体公募申込書に公社入札参加資格登録内容を記入し、登録印を押印の上、申込み業種及び申込みブロックに○を記入してください。なお、P2 1. (5)記載の自ら選定されるブロック数について希望上限受託枠の設定を希望する場合は、設定を希望するに○をし、希望上限受託枠のブロック数（公社・府営別）を申込書に記入してください。

(3) 工事实績調書（様式第2号）

- ① 工事实績は、平成28年3月31日から令和3年3月31日に、申込業種での集合住宅の修繕を行った実績について10件記入してください。なお、令和3年度の修繕工事等認定契約を締結している現認定業者は、様式第2号の提出は不要です。
- ② 記載した工事实績を証明できる契約書又は注文書・請書の写しを必ず添付してください。その他見積り契約がある場合は、見積書、請求書及び入金等が判るものを添付してください。
※ これらの書類は、工事件名、工種、発注者、工事場所、構造、工期（契約期間）、契約金額、受注形態がわかるもので、可能な限り発注者及び請負者の押印があるものとします。
- ③ 下請による実績の場合は、元請契約及び下請契約の両方について確認できるものを添付すること。

(4) 修繕工事実施体制調書（様式第3号）

- ① 当会社の修繕工事を担当する工事責任者1名について資格、職歴、工事経歴を記入してください。また、工事責任者が保有している資格について資格証の写しを添付してください。
※ 工事責任者を複数配置する場合は、当該様式を参考に別紙を追加添付の上、資格証の写しを添付してください。
- ② 当会社の修繕工事を担当する常雇技能者1名以上について記入してください。また、常雇技能者が保有している資格があれば、当該資格証の写しを添付してください。なお、工事責任者との兼務は不可とします。
※ 常雇技能者が複数おり、用紙の記入欄が不足する場合は、当該様式を参考に別紙を追加添付の上、資格証の写しを添付してください。
- ③ 工事責任者及び常雇技能者が、申込みをされる会社（法人）に所属する社員である証明書として、「健康保険被保険者証の写し」または「住民税特別徴収税額通知書の写し」等公的機関の証明書の写しいずれかを提出して下さい。
※ 会社名と工事責任者名の入っている公的機関の証明書であれば、例示の証明書以外のもので構いません。なお、「後期高齢者医療被保険者証」には会社名が記載されていないので、証明書として使用できません。

(5) 経営事項審査結果通知書の写し

「令和2年2月17日」以降の経営事項審査結果通知書の写し

(6) モデル工事入札書（様式第4号）

申込み業種についてモデル工事設計書（関係資料5）に基づき入札書を作成すること。

(7) 体制評価回答調書（様式第5号）

(8) 産業廃棄物処理に関する計画書（様式第6号）

(9) 指定給水装置工事事業者の登録番号届（様式第7号）

申込ブロックに属する区域の該当市町村における水道事業管理者の給水装置工事事業者の登録番号を記載すること。（※給排水設備業種のみ提出が必要です。）

(10) 別紙6「修繕工事等認定業者募集申込時の提出書類チェックリスト」

※ チェックリストの記入担当者には、実際に申込書を記入した方の名前を記入してください。

(11) 申込書類の提出方法

申込書類は、次の通り申込期間内に郵送してください。

- ① 申込期間：令和3年9月10日（金）～令和3年9月17日（金）
- ② 申込方法：郵送による申込み（令和3年9月17日当日消印有効）
 - ※ 必ず簡易書留等の配達された記録の残るもので郵送してください。
 - ※ 申込期間を超えてからの申込みは、無効とします。
 - ※ 一旦提出された申込書類は、原則として変更・差し替え等はできません。
 - ※ 直接窓口持参でのお申込みは受付できません。
- ③ 郵送先 〒541-0042 大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル6F
大阪府住宅供給公社「令和3年度修繕工事等認定業者 公募担当」

9. 認定業者及び担当ブロックの選定

(1) 全体公募における認定業者の選定

- ① ブロック及び業種毎に総合評価方式による総合評価値の最も高い申込業者を当該ブロックの認定業者に選定します。
- ② 総合評価方式は、別紙1「総合評価方式による総合評価値の算定方法」をご覧ください。
- ③ P2 1. (5)記載の希望上限受託枠の設定をした場合で、希望上限枠を超えるブロックで選定され、希望上限受託枠内にする場合の選定手順は、総合評価値の高いブロック順とし、総合評価値が同値の場合は当該ブロックの管理戸数が多い順とします。

(2) 空白ブロックにおける認定措置について

- ① 認定業者が欠員となった空白ブロックにおける認定措置については下表により決定します。
- ② 認定期間は、次回公募する日が属する年度の末日までとします。

認定措置の時期	公募結果公表から 新公募体制の管理開始まで	新公募体制による管理期間	
		1年目まで	2年目以降
業者の選定順位	公募時の総合評価値の上位順	前年度の評定成績の上位順	
応募可能ブロック数の 上限適用について	適用あり	適用なし	
対象者	同業種の公募申込者	同業種の認定業者（評定区分D、Eは除く）	
空白ブロックの認定措置 に係る対象ブロックの 選定順序	【①に対象者がいない場合、②、③の順に選定する】 ①同一市内に位置するブロック ②同一エリア内に位置するブロック ③隣接エリア内に位置するブロック		

(3) 選定結果の通知及び公表

- ① 通知 令和3年10月29日（金）に各公募申込者に対し選定結果を発送します。
また、選定業者に対しては選定通知（府営に関しては内定通知）を送付します。なお、府営住宅は指定管理の公募結果で受託が判明次第、改めて選定通知を送付します。
- ② 公表 選定結果について、公社・府営とも全てのブロック及び業種毎に認定業者が確定次第、公社ホームページに選定業者名及び総合評価値を公表します。

10. 選定辞退の取扱いについて

- (1) 選定通知後、選定辞退を申立てする場合は、選定通知が到達後 1 週間以内に会社に対し書面により辞退申立てを行うことで、全部あるいは一部のブロックの選定について辞退できます。
- (2) 会社は、辞退を申立てた業者に対しペナルティとして次回公募時の総合評価における施工能力点について一律 2 点を減点する措置を行います。なお次回公募とは、次回全体公募を含みそれまでの間に行われる全ての認定業者の公募を指します。
- (3) 選定通知後、選定辞退した場合の同一ブロック内での選定手順については以下のとおりとします。
 - ① 同一ブロック内における同業種の次点公募申込者を選定する。
 - ② 次点公募申込者が辞退する場合は、同業種の下位次点公募申込者を選定する。(以降、繰り返し)
 - ③ 下位次点公募申込者がいない場合は、空白ブロックにおける措置によります。
 - ④ P7 9. (3)②の選定結果公表後に辞退が発生する場合は、空白ブロックにおける措置によります。
 - ⑤ 次点公募申込者等が辞退する場合についても上記(2)のペナルティを課します。

11. 修繕工事等認定契約

- (1) 会社は、令和 4 年 3 月中旬頃、認定業者に選定された業者と「修繕工事等認定契約（以下、「認定契約」という。関係資料 4）」を締結します。なお、契約期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間とし、契約更新については前記「2. 契約期間について」によります。
- (2) 今回公募で新規に認定業者に選定された業者は、会社が行う研修（令和 4 年 3 月頃予定）を必ず受講していただきます。
- (3) 認定業者に選定された業者は、認定契約を締結するまでの間、次に該当する場合は認定契約を締結しない。
 - ① 前記「4. 申込資格要件」を喪失した場合
 - ② 申込書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 認定契約期間中、担当するブロックにおいて、施工体制を偽って他の同業種の認定業者が恒常的に関与していることが判明した場合は、認定契約を更新しません。

12. 修繕工事費について

(1) 小口修繕単価

会社住宅の一般修繕工事及び空家修繕工事、府営住宅の一般修繕工事及び下記(2)以外の業種の空家修繕工事について適用します。小口修繕単価は諸経費込みの複合単価で構成されており、小口修繕単価を基に積算した工事費に、入札時の落札率を乗じた金額が消費税抜きの工事金額となります。なお、小口修繕単価は毎年改訂します。(関係資料 6)

※ ガス設備において大阪ガス株が定める単価については公募時の落札率の適用はありません。

(2) 府営住宅空家修繕戸当り価格

府営住宅の空家修繕工事については、建築一式、電気設備、給排水設備、鋼製建具の 4 業種のみ適用する戸当り価格表に基づき修繕して頂きます。また、この府営住宅空家修繕戸当り価格（関係資料 7：資料開示は令和 3 年 8 月下旬を予定）は令和 4 年度から 5 年間据え置きます。なお、府営住宅空家修繕戸当り価格は公募時の落札率の適用はありません。

13. 成績評定

- (1) 契約期間中、認定業者毎に毎年3月1日から翌年2月末日までの修繕工事等の実績について、当該年度の成績評定（以下、「評定」という。）を行います。
- (2) 評定は、工事評定（修繕実績を半期毎に評定）と能力評定（修繕工事に対する認定業者が保有する管理体制等を年1回評定）から構成され、工事評定は公社現場評定、業者現場評定、入居者評定の3つの視点から修繕工事を評定します。
- (3) 工事評定と能力評定の合計点に小数点以下を切り上げ整数としたものをその年度の評定点とし、評定結果とします。
- (4) 評定結果は、下表の評定結果に基づく基準的取扱いに従って措置内容があります。

《評定結果に基づく基準的取扱い》

評定点	評定内容	措置内容	評定区分
91～100点	非常に優れている	表彰	AA
81～90点	優れている	3年続けば表彰	A
75～80点	やや優れている	特になし	A-
70～74点	普通	特になし	B
56～69点	やや劣る	特になし	C
39～55点	劣る	指導対象、2年続けば認定取消し審議対象 公募が行われる年度の前年度の評定区分が D評価の場合は、当該公募に参加できない	D
38点以下	非常に劣る	認定取消し審議対象 次回公募に参加できない	E

- (5) 当該年度の評定結果と措置内容については、確定次第各認定業者に通知します。また、工事評定（半期毎）及び能力評定（年度）の結果についても通知します。
- (6) 措置内容の通知を受けた業者は、通知を受けた日から10日以内に書面により公社に対し評定の内容について説明を求めることができます。
- (7) 評定結果は認定契約期間の更新、及び次回の公募における実績点に反映されます。

14. 各業種における業務内容について

- (1) 建築一式
 - ① 空家修繕、空家修繕時の各業種との工程管理・調整、修繕完了時の住戸内養生
 - ② 空家修繕とともに行う間取り変更及び設備水準を向上させるための工事
 - ③ 住戸内、共用部床、壁及び天井の補修、塗装及び貼替
 - ④ 住戸内漏水（階下漏水含む。）被害部分（天井、床及び壁等）の復旧
 - ⑤ 公社住宅（併存住宅を含む。）の畳・襖工事（下記(7)畳・襖を参照）
 - ⑥ 木製建具補修工事、ガラス工事
 - ⑦ 計画修繕未施工部工事（建築工事）
 - ⑧ 流し台、ガス台及び吊戸棚、ユニットバス付属部品補修
 - ⑨ 階段手摺及びノンスリップタイル補修
 - ⑩ 雨水排水管（樋）補修
 - ⑪ 屋外通路陥没、破損等補修
 - ⑫ 屋外フェンス、擁壁及びコンクリートブロック塀の補修

- ⑭ 団地内道路、駐車場補修及び駐車場ライン引き
- ⑮ 空家ベランダ、住棟屋上、電気室・ポンプ室等の付属棟屋上の清掃、鳩除けネット設置
- ⑯ 空家内の残材撤去処分
- ⑰ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事 等

(2) 電気設備

- ① 空家修繕及び空家修繕とともに行う間取り変更及び設備水準を向上させるための工事
- ② 住戸内及び共用部（屋外を含む。）における電気設備の器具・配線不良、漏電、破損及び取付不良の調査並びに補修
- ③ 消防設備点検及び点検後不具合補修
- ④ 自動点滅器補修
- ⑤ 天井換気扇・レンジフードファン等の換気設備及び換気ダクト補修
- ⑥ インターホン類の修繕
- ⑦ 引込開閉器盤及び住戸分電盤補修
- ⑧ 住戸内漏水による絶縁不良調査及び補修
- ⑨ 高圧受電設備の調査及び補修
- ⑩ 計画修繕未施工部工事（電気設備工事）
- ⑪ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事 等

(3) 給排水設備

- ① 空家修繕及び空家修繕とともに行う間取り変更及び設備水準を向上させるための工事
- ② 住戸内及び共用部（屋外含む。）における給排水配管の漏水調査、並びに漏水、破損、不良等補修（階下住戸への被害状況確認を含む。）
- ③ 上記配管のバルブ及び止水栓等付属設備補修
- ④ 住棟内専用部（衛生器具及び器具接続管を含む。）及び共用部並びに屋外の排水管（雑排水管、污水管及び樋）詰まり原因調査及び通管清掃、屋外会所清掃
- ⑤ 衛生陶器類の据付直し
- ⑥ 便所出流れ及び各給水設備出水不良補修
- ⑦ 洗面器、流し台等のトラップ及び付属部品補修
- ⑧ 各種給水栓不良の補修
- ⑨ 住戸内漏水（階下漏水含む。）被害部分（天井、床及び壁等）の仮復旧及び養生
- ⑩ 連結送水管設備の補修工事
- ⑪ 受水槽及び高置水槽並びに接続配管の漏水補修、水位調整、受水施設清掃業務
- ⑫ 水道本管断水、にぎり水発生時の対応及び給水バルブ開閉作業
- ⑬ 地中漏水補修工事
- ⑭ 給排水ポンプ故障時の緊急的なポンプ取替
- ⑮ 簡易専用水道点検
- ⑯ 計画修繕未施工部工事（給排水設備工事）
- ⑰ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事 等

(4) 鋼製建具

- ① 空家修繕における鋼製建具の修繕及び調整、並びに空家修繕中の鍵管理
- ② 玄関扉等住戸内の鋼製建具の建付調整及び補修

- ③ 住戸内鋼製建具付属クレセントキーの補修等
 - ④ 防火扉、避難ハッチ等共用部の鋼製建具の建付調整及び補修
 - ⑤ 共用部鋼製設備ボックス類及び盤類扉の補修
 - ⑥ 金属製集合郵便箱の補修及び取替え
 - ⑦ 玄関錠及び共用部扉錠の補修及び取替え
 - ⑧ 鍵無し錠の開錠
 - ⑨ 計画修繕未施工部工事（鋼製建具工事）
 - ⑩ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事 等
- (5) 防水
- ① 屋上防水不良による雨漏りの調査及び補修
 - ② 外壁からの雨漏りによる調査及び補修
 - ③ 外壁剥落部補修及び外壁アスベスト含有調査及び同箇所補修
 - ④ 共用部防水（庇類、集会所、ポンプ室等）の不良による雨漏りの調査及び補修
 - ⑤ コンクリート製水槽類の防水不良による調査及び補修
 - ⑥ ベランダ防水不良による階下漏水の調査及び補修
 - ⑦ 浴室防水不良による階下漏水の調査及び補修
 - ⑧ 空家修繕（浴室等住戸内防水）調査及び補修
 - ⑨ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事 等
- (6) 造園
- ① 住宅敷地内高木剪定作業
 - ② 植栽における害虫発生時の駆除作業、蜂の巣等の除去作業
 - ③ 近隣苦情発生等による緊急的な剪定作業
 - ④ 他業種屋外工事に伴う植栽の伐採、移植及び捕植
 - ⑤ 樹木剪定によって発生した切枝処分
 - ⑥ 屋外フェンス、擁壁及びコンクリートブロック塀の補修
 - ⑦ 遊具点検及び補修
 - ⑦ 台風前の樹木及び公社設置看板類の点検及び補強等
 - ⑧ 災害時の緊急対応及び応急復旧工事 等
- (7) 畳・襖
- ① 府営住宅の空家修繕における畳の取替え及び表替え
 - ② 府営住宅の空家修繕における襖の取替え及び貼替え
 - ③ 府営住宅の漏水による汚損等、緊急的な畳の取替え
 - ④ 府営住宅の襖の原因による開閉不良補修及び建付調整
 - ⑤ 府営住宅の漏水による汚損等、緊急的な襖の取替え及び貼替え 等
- (8) テレビ共同視聴設備
- ① テレビ画像不良の原因調査及び補修工事
 - ② 電波障害対策施設の補修工事
 - ③ アンテナ及び配線並びに増幅器及び分配器等付属設備の補修工事 等
- (9) ガス設備
- ① 空家修繕

- ② 住戸内におけるガス配管の調査、破損、不良等補修
- ③ 浴槽等設置工事
- ④ 計画修繕未施工部工事（ガス設備工事）
- ④ ガス機器類の点検、補修及び取替
- ⑤ 公社住宅のガス漏れ警報器取替工事 等

15. 関係資料等

- (1) 関係資料及び様式集は、別紙4「関係資料等申込書」に必要事項を記入押印し、PDFデータに変換のうえ下記申込先メールアドレスへ申込みください。公社から関係資料申込者に対し、別途ダウンロード方法を通知します。なお、申込みの際には申込書記載のメールアドレスから送付頂きますようお願いいたします。
- (2) 関係資料等申込先
大阪府住宅供給公社 整備推進部 計画課 企画調整グループ
メールアドレス ninntei-koubo@osaka-kousha.or.jp
- (3) 関係資料一覧
関係資料1 令和2年度 ブロック別発注件数（業種別、空家・一般修繕別）
関係資料2 夜間・休日等 緊急連絡受付内容（業種別）
関係資料3 令和2年度 ブロック別夜間・休日等 緊急連絡対応、現地対応実績件数（業種別）
関係資料4 修繕工事等認定契約書（案）
関係資料5 モデル工事設計書（業種別）
関係資料6 小口修繕単価表〔建築・電気設備・機械設備〕（令和3年度）
関係資料7 府営住宅空家修繕戸当り価格（令和4年度）【資料開示は令和3年8月下旬を予定】
- (4) 様式集
様式第1号 令和3年度 修繕工事等認定業者全体公募申込書
様式第2号 工事实績調書
様式第3号 修繕工事実施体制調書
様式第4号 モデル工事入札書
様式第5号 体制評価回答調書
様式第6号 産業廃棄物処理に関する計画書
様式第7号 指定給水装置工事事業者の登録番号届
様式第8号 経常建設共同企業体協定書（甲型）
様式第9号 辞退申立書

以上

- 総合評価値の算定方法は、次式で計算します。

$$\text{総合評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点 (施工能力点)}}{\text{標準点}} \times \frac{\text{予定価格率 (100\%)}}{\text{モデル工事による入札率}}$$

※標準点は 100 点、予定価格率は 100%とする。

※加算点は、下記項目について公募参加者の提出資料から施工能力点を評価します。

※施工能力点は 50 点とし、実績点 (25 点) と体制点 (25 点) の合計点とします。

※モデル工事による入札率は、最低制限価格を設定し、業者毎の入札率とします。

- 評価項目について

(1) 実績点 (配点 25 点)

① 賃貸住宅の小規模修繕実績 (過去 5 年間:平成 28 年度~令和 2 年度)

評価基準	配点
ア. 大阪府住宅供給公社の現認定業者である。	17 点
イ. 大阪府住宅供給公社の認定業者の実績がある。(上記、「ア」を除く。)	12 点
ウ. 大阪府内の公営住宅・公社賃貸住宅・UR 賃貸住宅の小規模修繕実績がある。(上記、「ア」、「イ」を除く。)	10 点
エ. 上記「ア」から「ウ」の該当実績はないが、民間賃貸住宅での小規模修繕実績がある	7 点

② 大阪府住宅供給公社の現認定業者の成績評価 (過去 3 年間:平成 30 年度~令和 2 年度)

評価基準	配点	
直近 3 年間の評定点 の平均値 (小数点以下は四捨五入)	ア. 評定点が 91 点以上	3 点
	イ. 評定点が 81 点~90 点	2 点
	ウ. 評定点が 75 点~80 点	0 点
	エ. 評定点が 70 点~74 点	-5 点
	オ. 評定点が 56 点~69 点	-7 点
	カ. 評定点が 55 点以下	-10 点

※現認定業者以外は評価無し (0 点) とします。

③ 公募申請ブロック内における賃貸住宅小規模修繕実績 (過去 5 年間:平成 28 年度~令和 2 年度)

評価基準	配点
ア. 公募申請ブロック内の同一団地の賃貸住宅小規模修繕実績がある。	3 点
イ. 公募申請ブロック内の同一市内における賃貸住宅小規模修繕実績がある。(上記、「ア」を除く。)	1 点

④ 公的機関の優良工事表彰又は感謝状等の有無 (過去 5 年間:平成 28 年度~令和 2 年度)

評価基準	配点
公的機関の優良工事表彰又は感謝状等 (大阪府住宅供給公社優良認定業者表彰含む。) 1 件につき 1 点、最大 2 件まで。	2 点

(2) 体制点 (配点 25 点)

⑤ 公募申請ブロックにおける同一市内又はエリア内での拠点の有無

評価基準	配点
ア. 業者の所在地が、公募申請ブロックと同一市内にある。	2点
イ. 業者の所在地が、下表の公募申請ブロックのエリア区分に該当する市町村にある。(上記、「ア」を除く。)	1点
ウ. 上記、「ア」、「イ」を除く。	-3点

※業者の所在地とは、公社入札等参加資格に登録の大阪府内の営業所所在地とする。

公募申請ブロックのエリア区分	業者の所在地
北エリア (淀川以北、大阪市内除く)	能勢町、豊能町、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、大阪市、守口市、門真市、大東市、寝屋川市、四条畷市、枚方市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市
中エリア (大阪市、東部大阪)	府内全域
南エリア (大和川以南)	大阪市、守口市、門真市、大東市、寝屋川市、四条畷市、枚方市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市、堺市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、高石市、泉大津市、忠岡町、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

⑥ 緊急連絡体制について

設問	配点
・ 365日24時間、緊急連絡の受信体制について貴社の考えや取り組み等	7点

⑦ 工事実施体制について

設問	配点
・ 365日24時間、迅速な緊急対応を行うための工事実施体制について貴社の考えや取り組み ・ 良質かつ安価な施工を確保するための貴社の考えや取り組みについて等	7点

⑧ 入居者・自治会対応について

設問	配点
・ 入居者・自治会対応について貴社の考えや取り組み ・ 取り組みのうち、研修や社内教育を行っている場合の頻度・内容について等	5点

⑨ 個人情報の取り扱いについて

設問	配点
・ 個人情報の取り扱いについて貴社の考えや取り組み ・ 取り組みのうち、研修や社内教育を行っている場合の頻度・内容について等	2点

⑩ 工事事務防止について

設問	配点
・ 工事事務防止について貴社の考えや取り組み ・ 取り組みのうち、研修や社内教育を行っている場合の頻度・内容について	2点

申込み業種	令和3・4・5年度大阪府住宅供給公社 建設工事等入札参加資格での登録業種名	その他必要な条件
建築一式	建築一式	
電気設備	電気	
給排水設備	管	申込区域の自治体の水道事業管理者の 指定給水装置工事事業者であること。
鋼製建具	建具	
防水	防水	
造園	造園	
畳・襖	内装仕上	
テレビ共同視聴設備	電気通信	
ガス設備	管	

当該公募における JV の取扱いについて

1. 公募申込時の資格要件

JV で公募申込みする場合は、次のいずれにも該当する経常建設共同企業体（以下「経常 JV」という。）とし、「経常建設共同企業体協定書」（様式第 8 号参照）を提出すること。

また、認定業者に選定後は、経常 JV としての公社入札等参加資格登録申請を行うこと。

- (1) 構成員のいずれもが、同業種でありかつ申込資格要件を満たしていること。
- (2) 構成員のいずれもが、公社入札等参加資格登録の申請を行い登録されている者、若しくは当該申請を済ませ受理されている者（但し、当該登録が出来ないことが判明した場合は失格となります。）であること。
- (3) 構成員のいずれもが、他の経常 JV の構成員となっていない者であること。
- (4) 構成員の数は 2 までとし、各構成員の出資比率は 30%以上であること。
- (5) 構成員の代表者は、出資比率が最大又は同等であること。
- (6) 構成員は単体での申込みを含め、応募可能なブロック数の上限以下とすること。

2. 公募時の総合評価値

- (1) 総合評価方式における施工能力点は、実績点(25 点)を各構成員の実績点の出資比率による加重平均値とし、体制点(25 点)は経常 JV としての体制点としてこれらの合計とする。
- (2) 拠点の取扱いについては、構成員いずれかの拠点とし、経常 JV の申請によります。

3. 空白ブロック

- (1) 構成員のいずれかが欠けた場合は、当該認定を取消し、空白ブロックとして取扱う。
（経常 JV 構成員への自動承継は認めない。）
- (2) 経常 JV についても空白ブロックの認定対象とする。

4. 評価結果

評価結果は、経常 JV として評価する。（構成員を個別では評価しない。）

5. 次回公募時における評価結果の取扱い

- (1) 経常 JV 構成員が、同一の構成員で申込むときは、経常 JV が持つ評価結果を採用する。
- (2) 構成員で、経常 JV 以外で単体の評価結果を持つ場合、単体で申込むときは、単体の評価結果を採用するものとし、経常 JV の評価結果は採用しない。
- (3) 構成員で、経常 JV 以外で単体での評価結果を持たない場合、単体で申込むときは、経常 JV の成績評価値から出資比率に基づく加重平均による逆算値を採用する。

関係資料等申込書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長様

令和3年度 修繕工事等認定業者全体公募の関係資料等配布を申し込みます。
また、公社から提供される関係資料の情報について、他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡しないことを誓約します。

記

1. 公社入札参加資格登録済の方

フリガナ			
会社名 (支社・支店・営業所)			
登録所在地			
登録代表者名 (役職・氏名)	登録印		
登録業種	業者番号(下4桁)	電話番号	FAX番号
登録メールアドレス			

2. 公社入札参加資格申請済で未登録の方

フリガナ		
会社名 (支社・支店・営業所)		
所在地		
代表者名 (役職・氏名)	代表者印	
登録予定業種	電話番号	FAX番号
連絡用メールアドレス		

※1上記1、2のいずれかにご記入ください。

※2ご記入頂いたメールアドレスより本申込書を送付してください。

大阪府住宅供給公社理事長様

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

質 疑 書

令和3年度 修繕工事等認定業者全体公募募集要領に関する質疑については下記のとおりです。

記

No.	タイトル	該当箇所				質問
		頁	項			
	〈記入例〉 工事責任者について	4	4	4	①	
1						
2						
3						
4						
5						
6						

※1 行が不足する場合は適宜増やしてください。

※2 質疑がない場合は、提出不要です。

会社名		申込業種	
-----	--	------	--

チェック	提出書類		備考
<input type="checkbox"/>	様式第 1 号	令和 3 年度 修繕工事等認定業者全体公募申込書	
<input type="checkbox"/>	記載確認	公社入札参加資格登録内容、申込み業種	
<input type="checkbox"/>	記載確認	申込みブロックは、業種別の応募可能なブロック数の上限以内か	
<input type="checkbox"/>	様式第 2 号	工事实績調書 過去 5 年以内に 10 件の修繕実績 (鉄筋コンクリート造等の共同住宅の実績)	
<input type="checkbox"/>	★添付書類	工事实績を証明できる契約書等の写し (令和 3 年度の現認定業者は、様式第 2 号提出不要)	
<input type="checkbox"/>	様式第 3 号	修繕工事実施体制調書	
<input type="checkbox"/>	★添付書類	工事責任者：雇用を確認できるもの、資格者証の写し	
<input type="checkbox"/>	★添付書類	常雇技能者：雇用を確認できるもの、資格者証の写し	
<input type="checkbox"/>	★添付書類	経営事項審査結果通知書の写し (令和 2 年 2 月 1 7 日以降のもの)	
<input type="checkbox"/>	様式第 4 号	モデル工事入札書	
<input type="checkbox"/>	記載確認	申込み業種とモデル工事は一致しているか	
<input type="checkbox"/>	様式第 5 号	体制評価回答調書 (4 枚：1/4～4/4)	
<input type="checkbox"/>	★添付書類	回答調書で根拠資料など添付があるとき (適宜)	
<input type="checkbox"/>	★添付書類	表彰状または感謝状の写し (過去 5 年間) 2 件まで	
<input type="checkbox"/>	様式第 6 号	産業廃棄物処理に関する計画書	
<input type="checkbox"/>	様式第 7 号	指定給水装置工事事業者の登録番号届	
<input type="checkbox"/>	記載確認	給排水設備業種のみ提出 申込みブロックに位置する市町村のみ	
<input type="checkbox"/>	様式第 8 号	経常建設共同企業体協定書 (経常 JV による申込みを行うときのみ提出)	

チェックリスト記入者	役職・氏名	電話番号
------------	-------	------

※当該チェックリストは、申込時に全体公募申込書等提出書類と一緒に提出すること。

ブロック別対象団地一覧表

別紙 7

※団地戸数は、令和4年4月時点の想定戸数です。

●公社北エリア

1、公社北エリア(淀川以北、大阪市内除く)を6ブロック(A~F)に区分する 6,341戸

北-Aブロック 【箕面市・池田市・豊中市】

団地名	みのお・B・C(建替)	石橋・神田町	石橋西(建替)	井口堂・B(建替)	五月丘	豊中	豊中B	OPH服部緑地
戸数	164	0	56	91	32	234	117	187
	OPH千里西町緑地	OPH新千里西町	OPH新千里東町	計				
	90	246	72	1,289戸				

北-Bブロック 【吹田市】

団地名	豊津	千里山田西	OPH北千里駅前	OPH北千里青山台	計
戸数	56	356	517	143	1,072戸

北-Cブロック 【吹田市・豊中市】

団地名	OPH千里佐竹台	OPH千里佐竹台Ⅱ	OPH南千里津雲台	OPH千里佐竹公園	OPH新千里南町	計
戸数	204	356	290	88	368	1,306戸

北-Dブロック 【吹田市・茨木市】

団地名	竹見台	OPH吹田片山	茨木郡山	茨木郡山B	OPH茨木大池	計
戸数	206	96	290	119	213	924戸

北-Eブロック 【高槻市】

団地名	下田部	下田部B	下田部C	計
戸数	590	90	460	1,140戸

北-Fブロック 【高槻市・島本町】

団地名	柱本	島本江川(併存)	計
戸数	570	40	610戸

●公社中エリア

2、公社中エリア(大阪市内・東部大阪)を7ブロック(G~M)に区分する 5,363戸

中-Gブロック 【枚方市】

団地名	枚方	村野	牧野	牧野B	招提	招提B	招提C	計
戸数	120	160	210	170	180	160	30	1,030戸

中-Hブロック 【寝屋川市】

団地名	香里三井	香里三井B	香里三井C	香里三井K	計
戸数	336	254	335	47	972戸

中-Iブロック 【寝屋川市・交野市】

団地名	打上	星田	計
戸数	380	380	760戸

中-Jブロック 【寝屋川市・門真市・守口市・大東市】

団地名	OPH寝屋川豊野	いらか	萱島南町	門真A	門真B	OPH守口長池町	ベア大東朋来(併存)	計
戸数	56	49	83	160	28	60	70	506戸

中-Kブロック 【東大阪市・八尾市】

団地名	布施・B	長瀬東(建替)	東大阪鴻池(併存)	衣摺	みと	メーブルコート	ふれっすコート吉田	八尾緑ヶ丘(併存)
戸数	0	79	30	55	80	44	53	40
	八尾緑ヶ丘B(併存)	OPH山本	計					
	40	76	497戸					

中-Lブロック 【大阪市(西淀川区・此花区・住之江区・住吉区)】

団地名	歌島(併存)	春日出	住吉	殿辻町	東長居	OPH杉本町	計
戸数	42	141	78	61	205	71	598戸

中-Mブロック 【大阪市(東住吉区・阿倍野区・平野区)】

団地名	山坂	鷹合	西田辺	西田辺B	喜連	計
戸数	130	311	155	54	350	1,000戸

●公社南エリア

3、公社南エリア(大和川以南)を9ブロック(N～V)に区分する

8,682戸

南-Nブロック 【堺市(堺区・西区・北区)・高石市・泉大津市】

団地名	大町	浜寺	浜寺東	諏訪の森	湊	浅香山(併存)	OPH大浜	OPH堺少林寺
戸数	0	0	0	110	80	50	74	40
	OPH堺戎之町	羽衣	さつき	あすと松之浜	計			
	24	65	130	73	646戸			

南-Oブロック 【堺市(北区)】

団地名	金岡東(建替)	金岡東B	金岡東C	金岡東D	金岡東E	金岡東F	金岡東G	金岡東I
戸数	139	0	296	350	64	160	290	80
	OPH新金岡	計						
	123	1,502戸						

南-Pブロック 【堺市(南区)】

団地名	茶山台	茶山台B	計
戸数	928	270	1,198戸

南-Qブロック 【堺市(南区)】

団地名	三原台	三原台B	三原台C	高倉台	晴美台C	晴美台D	榎塚台	計
戸数	250	211	40	150	98	104	112	965戸

南-Rブロック 【堺市(南区)】

団地名	晴美台	晴美台B	計
戸数	530	460	990戸

南-Sブロック 【堺市(南区)】

団地名	原山台	原山台B	計
戸数	430	495	925戸

南-Tブロック 【堺市(南区)】

団地名	庭代台	庭代台B	計
戸数	430	300	730戸

南-Uブロック 【堺市(南区)・河内長野市】

団地名	赤坂台	鴨谷台	鴨谷台B	ロジエ長野	計
戸数	105	370	40	149	664戸

南-Vブロック 【岸和田市・貝塚市・熊取町】

団地名	加守	岸和田天神山	岸和田天神山B	貝塚中央	エムハート二色の浜A・B・C・D	熊取	熊取B	計
戸数	200	220	150	200	62	110	120	1,062戸

●府営北摂エリア

4. 府営北摂エリアを9ブロック(①～⑨)に区分する

14,813戸

北摂－①ブロック 【箕面市・池田市】

住宅名	箕面	箕面桜	池田神田	池田伏尾台	池田城南	計
戸数	272	54	0	199	70	595戸

北摂－②ブロック 【豊中市】

住宅名	庄内西	庄内北	庄内	豊中豊南	豊中島江	豊中上津島	計
戸数	60	100	130	98	393	130	911戸

北摂－③ブロック 【豊中市】

住宅名	西緑丘	豊中春日	豊中上新田	計
戸数	140	352	200	692戸

北摂－④ブロック 【豊中市】

住宅名	桜塚	豊中服部本町	新千里北	豊中新千里北	新千里東	豊中新千里東	新千里南	豊中新千里南	計
戸数	550	73	992	260	170	596	775	173	3,589戸

北摂－⑤ブロック 【吹田市】

住宅名	千里藤白台	吹田藤白台	千里古江台	吹田古江台	計
戸数	0	947	708	669	2,324戸

北摂－⑥ブロック 【吹田市】

住宅名	千里高野台	吹田高野台	千里高野台【特】	計
戸数	598	681	212	1,491戸

北摂－⑦ブロック 【吹田市】

住宅名	千里佐竹台	吹田佐竹台	千里佐竹台【特】	千里青山台	計
戸数	434	633	75	485	1,627戸

北摂－⑧ブロック 【吹田市】

住宅名	千里桃山台	吹田桃山台	吹田竹見台	吹田山田西	吹田山田西第2	計
戸数	597	326	385	384	160	1,852戸

北摂－⑨ブロック 【吹田市】

住宅名	岸部第1	吹田岸部	吹田川園	計
戸数	720	124	888	1,732戸

●府営泉北NTエリア

5. 府営泉北NTエリアを7ブロック(⑩～⑯)に区分する

13,029戸

泉北NT－⑩ブロック 【堺市(南区)】

住宅名	宮山台第1	宮山台第2	桃山台3丁西	高倉台第4	計
戸数	430	220	150	280	1,080戸

泉北NT－⑪ブロック 【堺市(南区)】

住宅名	高倉台第1	高倉台第3	高倉台センター	若松台第1	若松台第2	堺若松台2丁	計
戸数	605	323	104	650	257	344	2,283戸

泉北NT－⑫ブロック 【堺市(南区)】

住宅名	竹城台第3	竹城台第4	堺竹城台4丁	宮山台第4	堺宮山台4丁	計
戸数	555	270	210	541	139	1,715戸

泉北NT－⑬ブロック 【堺市(南区)】

住宅名	三原台第1	堺三原台	晴美台第3	晴美台第4	槇塚台第1	原山台3丁	計
戸数	0	683	270	457	808	592	2,810戸

泉北NT－⑭ブロック 【堺市(南区)】

住宅名	桃山台1丁	桃山台2丁	桃山台3丁	計
戸数	330	180	210	720戸

泉北NT－⑮ブロック 【堺市(南区)】

住宅名	原山台5丁	原山台5丁第2	庭代台2丁	御池台2丁	計
戸数	1,013	157	490	170	1,830戸

泉北NT－⑯ブロック 【堺市(南区)】

住宅名	赤坂台3丁	城山台2丁	新檜尾台3丁	鴨谷台1丁	計
戸数	1,253	688	300	350	2,591戸